

事故を起こす前に「事故有等級」制度を知っておこう!

自動車共済(保険)の基本は「ノンフリート等級別料率」制度

ご契約台数が9台以下の場合、前契約の事故の有無・件数・事故の内容などに応じて1等級から20等級に区分し、等級ごとに割増引率が定められ、共済掛金が割引・割増されます。

初めて契約するときは6等級(または7等級)からスタートし、事故がなければ翌年は1等級上がり、共済金をお支払いする事故があった場合は1事故(事故請求内容による)につき3等級または1等級下がります。

【例】

前年12等級で3等級ダウン事故が1件あると、翌年は9等級が適用されます。



前年12等級で1年間事故がなければ翌年は13等級が適用されます。



1等級	2等級	...	9等級	10等級	11等級	12等級	13等級	...	19等級	20等級
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	-----	------	------



事故を起こしてビックリ! 「事故有等級」制度って?

等級別の割増引率を、事故にあわれた場合(事故有)と事故がなかった場合(無事故)の2つに細分化し、同じ等級であっても「事故有」の場合は、「無事故」に比べて保険料が高くなります。また、「事故有の割増引率」を適用する期間「事故有係数適用期間」を新設しています。事故の種類により異なりますが、上限は6年です。

なお、平成25年10月以降、ノンフリート等級別料率制度を有している損害保険会社・共済団体は順次この「事故有等級」制度を導入していますが、

MAPは、「事故有等級」制度を導入していません。

18等級で3等級ダウン事故を起こした場合の例

3年間「事故有割増引率」が適用され、この間無事故であれば4年目に無事故割増引率に戻ります。

		現在 18等級	1年後 15等級	2年後 16等級	3年後 17等級	4年後 18等級
損保・他共済	無事故割増引率	54%割引	51%割引	52%割引	53%割引	54%割引
	事故有割増引率		33%割引	36%割引	38%割引	
MAP		60%割引	55%割引	60%割引	60%割引	60%割引

★MAPは事故有等級が適用されないため、事故を起こしてしまった場合の割引率の差は一目瞭然です!

前年に事故があった場合、事故件数や事故内容等によってお引受けできない場合がございます。

事故を起こしてからでは間に合いません! 検討してみませんか?

[引受団体] 全日本火災共済協同組合連合会 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2

●取扱組合

青森県火災共済協同組合

本部(県火災共済会館内) ☎017-777-8111
 弘前事務所(弘前商工会議所会館4階) ☎0172-32-7436
 八戸事務所(八戸商工会館5階) ☎0178-24-2243
 取扱所……各商工会議所・各商工会・各地区代理所

●取扱代理所